

7. 保健事業の状況

保健事業費の支出額は、平成28年度においては、13億58百万円で歳出比0.65%、料(税)収納比4.08%であった。

健康教育指導、健康管理促進、健康診査、疾病予防等を内容とする保健事業は、予防と給付の一体的運営をめざす国民健康保険事業のなかで、医療費適正化対策の一環として、近年その重要性が増している。また、平成12年度から、健康日本21及び第4次老人保健事業計画が推進されており、これらの基本理念である健康寿命の延伸及び壮年死亡の減少を図ることを目的とした生活習慣病の一次予防に重点を置いた保健事業の充実強化が求められてきた。

このような中、平成18年6月に制定された医療制度改革関連法により、中高年者の生活習慣病対策のあり方についての見直しが行われ、平成20年度から健診や保健指導(ハイリスクアプローチ)が医療保険者の義務とされた。表26のとおり特定健診については、制度開始の平成20年度以降受診率は向上傾向にあり、平成28年度は38.5%と全国平均36.3%(27年度データ。28年度は未発表。特定保健指導も同様)を上回っている。特定保健指導については、平成28年度終了率は53.1%で、全国平均25.1%を大きく上回っている。

国保保健事業の取り組みにあたっては、健診・保健指導を中心とした事業立案が必要とされるとともに、市町衛生部門との緊密な連携を図ることが重要である。

表25 保健事業費の状況 (市町計)

(単位 : 千円, %)

年度	保健事業費(A)	歳出総額(B)	保険料(税)収納額(C)	(A)/(B)×100	(A)/(C)×100
17	809,196 (68.74)	163,256,849 (103.79)	43,148,118 (100.27)	0.50	1.88
18	677,254 (83.69)	174,273,678 (106.75)	43,566,187 (100.96)	0.39	1.55
19	615,661 (90.91)	193,665,603 (111.13)	45,053,229 (103.46)	0.32	1.37
20	1,084,179 (176.10)	181,458,423 (93.70)	34,222,895 (75.96)	0.60	3.17
21	1,083,194 (99.90)	181,037,373 (99.80)	33,439,809 (97.70)	0.60	3.24
22	1,160,194 (99.90)	183,495,581 (99.80)	32,378,352 (97.70)	0.63	3.58
23	1,282,943 (110.58)	186,895,435 (101.85)	32,892,655 (101.59)	0.69	3.90
24	1,364,050 (106.32)	192,573,969 (103.04)	32,592,810 (99.09)	0.71	4.19
25	1,323,382 (97.02)	191,804,848 (99.60)	32,864,478 (100.83)	0.69	4.03
26	1,365,450 (103.18)	191,118,363 (99.64)	32,530,884 (98.98)	0.71	4.20
27	1,387,190 (101.59)	217,258,085 (113.68)	32,102,476 (98.68)	0.64	4.32
28	1,358,123 (97.90)	208,666,555 (96.05)	33,253,094 (103.58)	0.65	4.08

(注) () は対前年度比

図11 保健事業費の推移(県計)

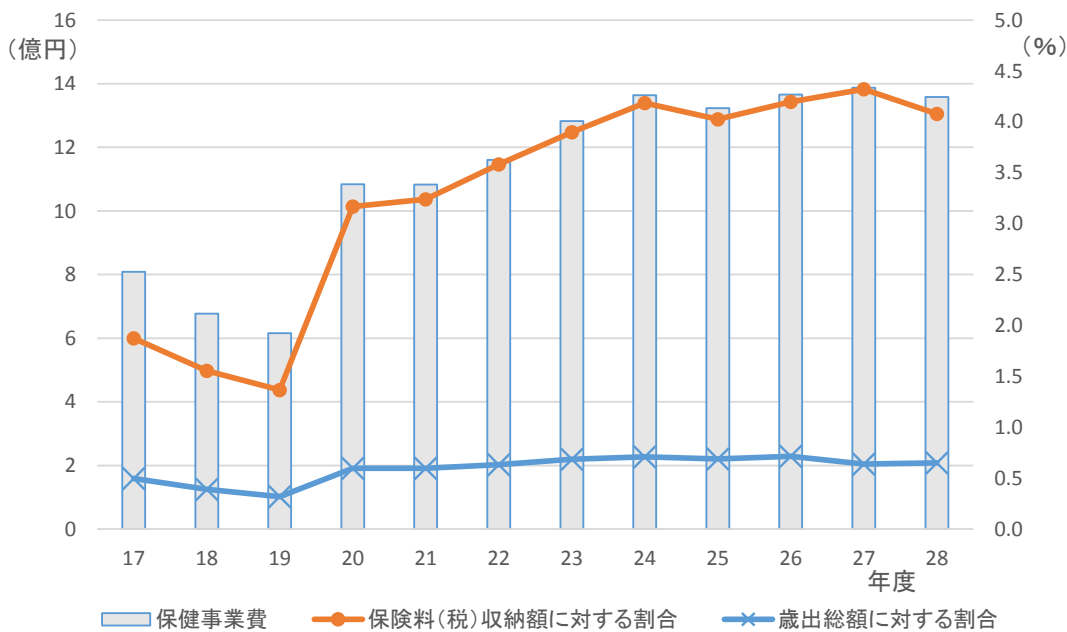


表26 特定健診・特定保健指導の状況(市町国保)

	特定健診			特定保健指導						
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	特定保健 指導終了率 (%)	動機付支援			積極的支援		
					対象者 (人)	終了者 (人)	終了率 (%)	対象者 (人)	終了者 (人)	終了率 (%)
25年度	273,054	101,059	37.0	48.7	8,136	4,633	56.9	3,197	889	27.8
26年度	268,299	102,594	38.2	49.5	8,160	4,595	56.3	3,099	975	31.5
27年度	261,607	101,067	38.6	52.5	7,998	4,771	59.7	2,759	881	31.9
28年度	251,641	97,003	38.5	53.1	7,637	4,455	58.3	2,447	898	36.7
全国(27) ※28未発表	21,600,214	7,837,529	36.3	25.1	675,148	190,745	28.3	229,070	36,236	15.8

表27 保健事業助成実施保険者(その1)

(平成2～21年度)

事業区分	年度	保険者名
(1) 国保ヘルスアップ事業 [助成限度額] ①先駆的・モデル事業 600万円 ②受診勧奨者への訪問指導事業 ③早期介入保健指導事業 利用者数 50人未満 200万円 100人未満 350万円 100人以上 500万円	17 18 19 20 21	佐々町 島原市 松浦市 雲仙市 佐々町(継続) 島原市(継続) 大村市 松浦市(継続) 西海市 雲仙市(継続) 南島原市 佐々町(継続) (申請なし) ②松浦市 ③松浦市、五島市、南島原市
(2) 国保保健指導事業 (助成年数 3年間) [助成限度額] 被保険者数 1万人未満 300万円 5万人未満 500万円 5万人以上 800万円		
(3)ー① 健康管理センターによる健康管理事業 (助成年数 必要とする年数) [助成限度額] 5年目以下 1,200万円 6年目 900万円 7年目 700万円 8年目以降 500万円	2 5 21	小値賀町(継続)
(3)ー② 歯科保健センターによる健康管理事業 [助成限度額] 5年目以下 500万円 6年目 300万円 7年目 200万円 8年目以降 100万円		
(3)ー③ 健康管理事業 (助成年数 必要とする年数) [助成限度額] 別に定める額	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	平戸市(国保紐差病院) 琴海町(国保琴海町立病院) 平戸市(国保紐差病院) 平戸市(国保紐差病院) 平戸市(国保紐差病院) 琴海町(国保琴海町立病院) 平戸市(国保紐差病院) 琴海町(国保琴海町立病院) 平戸市(国保紐差病院) 琴海町(国保琴海町立病院) 大瀬戸町(国保松島診療所) 平戸市(国保市民病院) ア 琴海町(国保琴海町立病院) イ 平戸市(国保市民病院) ア 琴海町(国保琴海町立病院) イ 平戸市(国保市民病院) ア 平戸市(国保市民病院) (申請なし)
(4) 健康総合対策事業(助成年数 2年間) [助成限度額] 一律 500万円	13 14 15	大村市(指定) 大村市 大村市
(5) 生活習慣病予防対策支援事業 ①年度途中資格取得者への特定健診保健指導 ②未受診者に対する受診勧奨 被保険者 1万人未満 300万円 5万人未満 500万円 5万人以上 800万円	21	①長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、小値賀町、江迎町、鹿町町、老岐市、五島市、新上五島町、雲仙市、南島原市 ②長崎市、諫早市、大村市、平戸市、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、江迎町、鹿町町、老岐市、五島市、雲仙市、南島原市

表27 保健事業助成実施保険者(その2)

(平成22～24年度)

事業区分	年度	保険者名
<p>(1) 国保ヘルスアップ事業</p> <p>被保険者の健康課題に対し新たな取組を行うなどの、先駆的・モデル的な事業</p> <p>(助成年数 3年間)</p> <p>下記①～④の事業を3年間で実施し、第三者評価を行う。</p> <p>①被保険者の健康課題と支援対策の明確化</p> <p>②生活習慣病等の発症予防や重症化予防に関する取組</p> <p>③生活習慣病等の予防の視点による健康意識の向上の取組の推進</p> <p>④上記①～③の取組を推進する国保コーディネーターの配置</p> <p>〔助成限度額〕 各年度600万円</p>	22～	申請なし
<p>(2) 国保保健指導事業</p> <p>①必須事業</p> <p>ア 特定健診・特定保健指導未受診者等対策</p> <p>イ 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組</p> <p>②国保一般事業</p> <p>ア 健康教育</p> <p>イ 健康相談</p> <p>ウ 保健指導</p> <p>エ 歯科にかかる保健事業</p> <p>オ 健康づくりを推進する地域活動等</p> <p>カ 保険者独自の取組</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 400万円</p> <p>1～5万人未満 600万円</p> <p>5～10万人未満 800万円</p> <p>10万人以上 1,200万円</p>	22	1長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市 波佐見町、佐々町、壱岐市、五島市、雲仙市 南島原市
	23	1佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、波佐見町 佐々町、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市
	24	1佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、長与町 波佐見町、佐々町、壱岐市、五島市、雲仙市 南島原市
	2	2諫早市、大村市、波佐見町、壱岐市、五島市 南島原市
<p>(3) -①</p> <p>健康管理センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 1,200万円</p> <p>6年目 900万円</p> <p>7年目 700万円</p> <p>8年目以降 500万円</p>	22～	小値賀町(継続)
<p>(3) -②</p> <p>歯科保健センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 500万円</p> <p>6年目 300万円</p> <p>7年目 200万円</p> <p>8年目以降 100万円</p>	22～	申請なし
<p>(3) -③</p> <p>健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>診療所 300万円</p> <p>病院(病床数 100床未満) 400万円</p> <p>病院(病床数 100床以上) 500万円</p>	22～	申請なし

表27 保健事業助成実施保険者(その3)

(平成25年度)

事業区分	年度	保険者名
<p>(1) 国保保健指導事業</p> <p>①必須事業 ア 特定健診・特定保健指導未受診者等対策 イ 特定健診受診者へのフォローアップ ウ 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組</p> <p>②国保一般事業 ア 健康教育 イ 健康相談 ウ 保健指導 エ 歯科にかかる保健事業 オ 健康づくりを推進する地域活動等 カ 保険者独自の取組 [助成限度額] 被保険者数 1万人未満 400万円 1～5万人未満 600万円 5～10万人未満 800万円 10万人以上 1,200万円</p>	25	<p>①佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、長与町、波佐見町、佐々町、杵岐市、五島市、雲仙市、南島原市</p> <p>②長与町、波佐見町、五島市、南島原市</p>
<p>(2) -① 健康管理センターによる健康管理事業</p> <p>[助成限度額] 別途加算あり 5年目以下 1,200万円 6年目 900万円 7年目 700万円 8年目以降 500万円</p>	25	小値賀町(継続)
<p>(2) -② 歯科保健センターによる健康管理事業</p> <p>[助成限度額] 別途加算あり 5年目以下 500万円 6年目 300万円 7年目 200万円 8年目以降 100万円</p>	25	申請なし
<p>(2) -③ 直営診療施設による健康管理事業等</p> <p>[助成限度額] 別途加算あり 診療所 300万円 病院(病床数 100床未満) 400万円 病院(病床数 100床以上) 500万円</p>	25	申請なし

表27 保健事業助成実施保険者(その4)

(平成26～27年度)

事業区分	年度	保険者名
<p>1 国保ヘルスアップ事業</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 600万円 1～5万人未満 900万円 5～10万人未満 1,200万円 10万人以上 1,800万円</p>	<p>26</p> <p>27</p>	<p>時津町、壱岐市</p> <p>時津町、佐々町、壱岐市</p>
<p>2 国保保健指導事業</p> <p>(1) 必須事業</p> <p>(a) 特定健診未受診者対策 (b) 特定健診受診者のフォローアップ (特定保健指導未利用者対策) (c) 特定健診受診者のフォローアップ (受診勧奨判定値を超えている者への受診対策) (d) 特定健診受診者のフォローアップ (特定健診継続受診対策) (e) 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組 (早期介入保健指導事業)</p> <p>2 国保一般事業</p> <p>(f) 健康教育 (g) 健康相談 (h) 保健指導 (i) 糖尿病性腎症重症化予防 (j) 歯科に係る保健事業 (k) 健康づくりを推進する地域活動等 (l) 保険者独自の取組</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 400万円 1～5万人未満 600万円 5～10万人未満 800万円 10万人以上 1,200万円</p>	<p>26</p> <p>27</p>	<p>佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、長与町 波佐見町、佐々町、五島市、雲仙市、南島原市</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市 平戸市、長与町、波佐見町、五島市、雲仙市 南島原市</p>
<p>3- (1) 健康管理センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 1,200万円 6年目 900万円 7年目 700万円 8年目以降 500万円</p>	<p>26～</p>	<p>小値賀町 (継続)</p>
<p>3- (2) 歯科保健センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 500万円 6年目 300万円 7年目 200万円 8年目以降 100万円</p>	<p>26～</p>	<p>申請なし</p>
<p>3- (3) 直営診療施設による健康管理事業等</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>診療所 300万円 病院 (病床数 100床未満) 400万円 病院 (病床数 100床以上) 500万円</p>	<p>26～</p>	<p>申請なし</p>

表27 保健事業助成実施保険者(その5)

(平成28～29年度)

事業区分	年度	保険者名
<p>1 国保ヘルスアップ事業</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 600万円 1～5万人未満 900万円 5～10万人未満 1,200万円 10万人以上 1,800万円</p>	<p>28</p> <p>29</p>	<p>時津町、佐々町、壱岐市</p> <p>時津町、佐々町</p>
<p>2 国保保健指導事業</p> <p>(1) 必須事業</p> <p>(a) 特定健診未受診者対策</p> <p>(b) 特定健診受診者のフォローアップ (特定保健指導未利用者対策)</p> <p>(c) 特定健診受診者のフォローアップ (受診勧奨判定値を超えている者への対策)</p> <p>(d) 特定健診受診者のフォローアップ (特定健診継続受診対策)</p> <p>(e) 生活習慣病の1次予防に重点を置いた取組 (早期介入保健指導事業)</p> <p>2国保一般事業</p> <p>(f) 健康教育</p> <p>(g) 健康相談</p> <p>(h) 保健指導</p> <p>(i) 糖尿病性腎症重症化予防</p> <p>(j) 歯科に係る保健事業</p> <p>(k) 地域包括ケアシステムを推進する取組</p> <p>(l) 健康づくりを推進する地域活動等</p> <p>(m) 保険者独自の取組</p> <p>〔助成限度額〕</p> <p>被保険者数 1万人未満 400万円 1～5万人未満 600万円 5～10万人未満 800万円 10万人以上 1,200万円</p>	<p>28</p> <p>29</p>	<p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市 平戸市、松浦市、長与町、波佐見町、五島市 雲仙市、南島原市</p> <p>長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市 平戸市、松浦市、長与町、波佐見町、壱岐市 五島市、雲仙市、南島原市</p>
<p>3- (1)</p> <p>健康管理センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 1,200万円 6年目 900万円 7年目 700万円 8年目以降 500万円</p>	<p>28～</p>	<p>小値賀町 (継続)</p>
<p>3- (2)</p> <p>歯科保健センターによる健康管理事業</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>5年目以下 500万円 6年目 300万円 7年目 200万円 8年目以降 100万円</p>	<p>28～</p>	<p>申請なし</p>
<p>3- (3)</p> <p>直営診療施設による健康管理事業等</p> <p>〔助成限度額〕 別途加算あり</p> <p>診療所 300万円 病院 (病床数 100床未満) 400万円 病院 (病床数 100床以上) 500万円</p>	<p>28～</p>	<p>申請なし</p>